

株式会社アクオスと 「災害時における飲料水の供給に関する協定」を締結しました

堺市北区では、株式会社アクオスと「災害時における飲料水の供給に関する協定」を以下のとおり締結しました。

本協定の締結により、地震や風水害その他の災害が発生した場合に、北区が飲料水を調達する必要があると判断したときに飲料水の供給を受けることで、被災者の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定を図ることができます。

1 協定締結日

令和3年8月4日（水）

2 協定名

災害時における飲料水の供給に関する協定

3 締結先

株式会社アクオス（堺市北区北花田町 3-37-14）

代表取締役 吉本 加津博 様

（参考）

株式会社アクオスは、堺市北区北花田町に本社を構え、自社の飲料水製造工場を和歌山県御坊市に所有し「世界遺産・熊野古道」の天然水を採水して、清涼飲料水の製造、企画、販売を中心に全国へお届けしています。また、自社で採水される豊富な天然水を利用し電解水の製造、販売、ウォーターサーバーの販売など、『水』を主として扱う企業です。

4 協定の主な内容

災害時の飲料水の供給

5 協定締結に至った経緯

北区北花田町に本社がある株式会社アクオスから、地元企業として北区に貢献するために、「災害時の飲料水の提供」についてご提案をいただきました。北区としても、暴風被害等により停電が発生すると、マンション等のポンプが作動しなくなり、一時的、区域限定で水道も利用できない状況などが想定されるため、被災者の負担軽減や生活の早期安定などを図りたいと考え、締結する運びとなりました。

問い合わせ先	担 当 課：北区役所 企画総務課 電 話：072-258-6706 ファックス：072-258-6817
--------	--

災害時における飲料水の供給に関する協定書

堺市北区（以下「甲」という。）と株式会社アクオス（以下「乙」という。）は、堺市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が避難所その他甲が必要と認める施設（以下「避難所等」という。）へ飲料水を供給することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に飲料水を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要量、日時、輸送場所等を明示し、協力を要請するものとする。

2 前項本文の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、飲料水の供給に努めるものとする。

2 甲の要請に基づき、乙が行う作業は、次のとおりとする。

（1）避難所等へのウォーターサーバー及びウォーターボトルの輸送並びに設置

（協力活動の報告）

第4条 乙は、前条第2項に規定する作業を実施したときは、当該作業の終了後速やかに甲に活動報告するものとする。

2 前項本文の規定による活動報告は、原則として文書により行うものとする。ただし、その時の状況により電話等による報告も可とし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給する飲料水の費用及び輸送、設置に係る費用は、災害発生直前の価格を基準に甲乙協議のうえ定めるものとし、その費用については甲の負担とする。

2 利用後のウォーターサーバー及びウォーターボトルの処理に係る費用は、甲乙協議のうえ定めるものとし、その費用については、原則、甲の負担とする。

(連絡窓口)

第6条 甲及び乙は、連絡調整を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年8月4日

(甲) 堺市北区新金岡町5丁1番4号
堺市
北区長 垂井 究

(乙) 堺市北区北花田町3丁37番地の14
株式会社アクオス
代表取締役 吉本 加津博